

平成31年2月市議会 総務委員会資料

第26号議案 長崎市行政財産使用料条例の一部
を改正する条例

目次	ページ
1 長崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の概要……………	1
2 新旧対照表……………	2

理 財 部

平成31年2月

1 長崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため、行政財産の使用料を改正しようとするもの。

(2) 改正の内容

ア土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料（年額）

区分	現 行	改正案
土地	使用する土地価格×3/100 (ただし、土地のみを1月未満使用する場合は、上記に108/100を乗じて得た額)	使用する土地価格×3/100 (ただし、土地のみを1月未満使用する場合は、上記に110/100を乗じて得た額)
建物	(使用する建物価格×6/100 +土地の使用料) ×108/100	(使用する建物価格×6/100 +土地の使用料) ×110/100
その他の物件	使用する物件価格×30/100 ×108/100	使用する物件価格×30/100 ×110/100

イ電柱等を設置する場合の使用料

- ・物件ごとの使用料の額は改正なし。
- ・ただし、使用期間が1月未満のときは、使用料の額に消費税の引上げ分を転嫁する。(108/100 ⇒ 110/100)

※消費税引き上げに伴う影響見込み 124件 約26万円

(3) 施行期日

平成31年(2019年)10月1日

(4) 経過措置

改正後の長崎市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

2 新旧対照表

現行			改正案		
本文省略			本文省略		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料			1 土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料		
土地 （1年につき）	建物 （1年につき）	その他の物件 （1年につき）	土地 （1年につき）	建物 （1年につき）	その他の物件 （1年につき）
使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額（土地のみを1月未満使用する場合の使用料は、その額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額）	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額（土地のみを1月未満使用する場合の使用料は、その額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額）	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額	使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額
備考省略			備考省略		
2 電柱等を設置する場合の使用料表 省略			2 電柱等を設置する場合の使用料表 省略		
備考1～6省略			備考1～6省略		
7 使用期間が1月未満のときは、この表により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。			7 使用期間が1月未満のときは、この表により算定した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。		
備考8省略			備考8省略		
			附則		
			<u>（施行期日）</u>		
			1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。		
			<u>（経過措置）</u>		
			2 改正後の長崎市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。		